

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

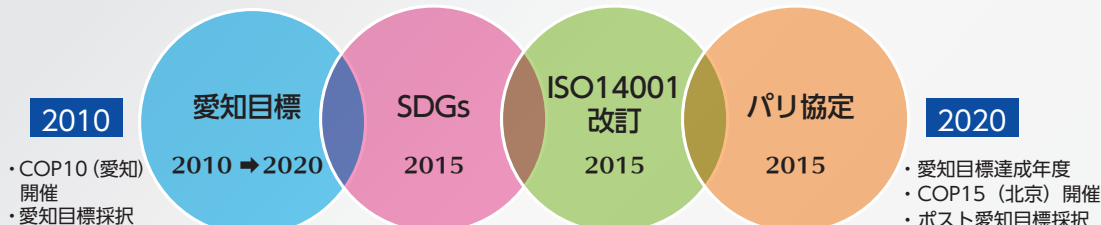


経団連生物多様性宣言・行動指針

〔改定版〕

経団連生物多様性宣言<初版>の策定背景（2009年3月）

経団連は、2010年における名古屋でのCOP10の開催と生物多様性に係る新たな国際合意（愛知目標）の採択を見据え、生物多様性に資する行動をより一層推進するため、「経団連自然保護宣言」を進化させるかたちで、「経団連生物多様性宣言」および「同行動指針」を策定しました。宣言は7つの原則からなり、経済界における自主的取組みを促す、実践重視の内容となっています。



国連生物多様性の10年（2011～2020年）



経団連生物多様性宣言・行動指針を9年ぶりに改定（2018年10月）

< 改定のポイント >

- (1) 「自然共生社会の構築を通じた持続可能な社会の実現」を目指すことで、SDGsの複数のゴールに貢献
- (2) 地域の特性に応じたローカルな取組みを推進する一方、その取組みをグローバル・サプライチェーンに拡大
- (3) 2つの観点から「環境統合型経営」を推進
 - ① 気候変動対策、資源循環対策、生物多様性保全活動の統合
 - ② 幅広い環境活動の事業活動への取り込み

経団連生物多様性宣言の改定にあたって

2018年10月16日

一般社団法人 日本経済団体連合会

人間の営みは、自然の営みとともにある。食料や衣料はもちろん、多くの製品・サービス、エネルギーが、自然の恵みによってもたらされていることを、現代社会に生きる私たちは忘れがちである。一方、東日本大震災をはじめとした自然災害の甚大さに、自然への畏怖の念を抱かざるをえない。

経団連は、地球サミット（国連環境開発会議）が開催された1992年、経団連自然保護協議会および基金を創設し、以後、様々な生物多様性保全活動を展開してきた。国内外のNGOが行う生物多様性プロジェクトへの支援は、約25年間の累積で40億円にのぼる。2009年には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）による「愛知目標」の採択に先立ち、「経団連生物多様性宣言」を公表し、会員企業に働きかけてきた。これは、「環境と経済の両立に向けて、企業が自主的かつ積極的に取り組む」という経団連の基本的な考え方（経団連環境イニシアティブ）の流れを汲むものである。

経団連は、2015年に国連が採択した「SDGs（持続可能な開発目標）」への貢献を重要課題に掲げ、「Society 5.0を通じたSDGsの達成」に取り組んでいる。また、愛知目標の最終年が2020年に迫り、「ポスト愛知目標」の議論が始まりつつある。このような内外の大きな流れを受けて、経団連は今般、「経団連生物多様性宣言」および「行動指針」を改定する。本宣言は「自然共生社会の構築を通じた持続可能な社会の実現」を目指す。自然共生社会の構築は、気候変動対策や資源循環対策も密接に関連する。本宣言に基づく行動により、SDGsの様々なゴールに貢献できる。また、事業活動の中に、低炭素・脱炭素化、資源循環、生物多様性保全といった、幅広い環境活動を取り込む「事業活動と環境対策の統合」が求められている。そうした考え方にに基づき、「環境統合型経営」の推進に取り組む。

生物多様性は、気候変動と同様、グローバルな課題であると同時に、多様な地域性を特徴としており、ローカルな課題でもある。企業は生物多様性保全に向け、地域の特性に応じたローカルな取組みを推進する一方、その取組みをグローバル・サプライチェーンに広げていくよう努める。

会員企業のみならず、より多くの企業が「経団連生物多様性宣言・行動指針」の精神に則った活動を展開し、「生物多様性の主流化」がさらに進展していくことを目指したい。

経団連生物多様性宣言・行動指針〔改定版〕

一般社団法人 日本経済団体連合会
初版 2009年3月17日
改訂 2018年10月16日

経営者の責務

持続可能な社会の実現に向け、 自然の営みと事業活動とが調和した経営を志す

1

私たちは、事業活動が生物多様性から生み出される自然の恵みに大きく依存していることや、生態系に影響を及ぼす可能性を認識して、企業経営を行う。

自然の恵みへの感謝と自然の脅威への畏怖の念を忘れず、自然と人間とが地球上で調和しながら共存できる自然共生社会の構築を通じて、持続可能な社会の実現を目指す。

< 行動指針 >

- 1-1 経営トップは、生物多様性及び自然の営みの重要性を認識し、生物多様性と自らの事業活動等との関係把握に努め、企業経営を行う。
- 1-2 経営トップは、生物多様性に関する行動の重要性を認識し、SDGs（持続可能な開発目標）のさまざまなゴールの達成に貢献するよう、ビジョンを明確にし、リーダーシップを発揮する。
- 1-3 経営トップは、生物多様性への取組みに関し、消費者・顧客や投資家をはじめ、幅広いステークホルダーに対し、適時適切な情報発信や対話を行う。

2

グローバルの視点

生物多様性の危機に対して、 グローバルな視点を持って行動する

私たちは、国境を越えた自然の営みの影響を受けていることを強く認識するとともに、生物多様性が失われつつあるという危機感を共有する。生物多様性は、気候変動と同様、グローバルな課題である。グループ企業はもとより、サプライチェーン全体で、生物多様性に関する行動の重要性を認識し、原材料調達をはじめとする事業活動の継続に不可欠であるとの意識を持つ。

また、多様な地域性にも配慮して、生物多様性の保全に取り組む。さらに、遺伝資源を含めた生物資源の公正な利用に取り組むことを通じて、生物多様性の持続可能な利用に努める。

< 行動指針 >

- 2-1 事業計画の立案及び遂行にあたって、グループ企業全体として、関係する国内外の生態系や地域社会に及ぼす影響などについて把握し、生物多様性に関する具体的な取組みを行うとともに、サプライチェーンにおいても関係性の把握や行動を促すよう努める。
- 2-2 遺伝資源の利用と利益の配分にあたっては、「名古屋議定書」の国内措置（ABS指針）を踏まえるとともに、遺伝資源を取得する際には、提供国が定める法令を遵守する。